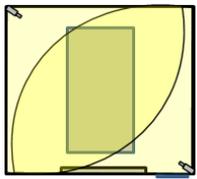
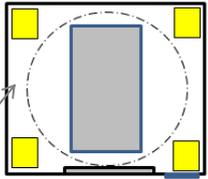


(公社) 立体駐車場工業会「機械式駐車場技術基準」の
 一部改定に伴う弊社の取り組みについて

2014年3月28日に国土交通省から「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」が発行され、2014年7月15日に公益社団法人立体駐車場工業会は「製造者の取組み」の各項目に対して、「機械式駐車場技術基準」の改定を行いました。弊社は、この技術基準の改定を受けて、今後設置する機械式立体駐車設備に対して、より一層の安全性向上を図るため下記の通り取り組んで参ります。

記

No.	変更項目	弊社の取り組み
1	2. 3. 2 駐車装置の操作位置等	<p>駐車装置および出入口扉の操作盤は、乗降室内の状況、並びに人および自動車の出入りの状況が目視によって確認できる位置に設けます。</p> <p>なお、タワー式、地下方式の部分的に目視できない領域については原則として、I T Vモニターを設置し、出入口扉が閉まった直後の一定時間、表示させることで乗降室内の状況が確認できるようにします。</p>  <p style="text-align: right;">監視カメラ設置の一例</p>
2	3. 2. 1 出入口付近の構造	<p>二・多段方式において、利用者以外の人容易に立ち入ることができないように前面ゲート及び柵を設置します。</p> <p>なお、出入口扉において、チェーン・スプロケット等の稼動部分に子供が容易に触れることのない構造とします。</p>
3	3. 2. 4 通路の寸法	<p>通路には障害を設けず、平滑な構造とします。やむを得ず、段差等を生じる場合は、銘板、塗装などで視認性を確保します。</p>
4	3. 2. 5 自動車への乗降室の構造	<p>乗降室内で人等が深さ0.5m以上の落差を墜落することの無きようにデッキ等を設置します。</p> <p>なお、タワー式、地下方式において、乗降室内に旋回装置を設けている場合、旋回運動を回避できる場所を表示します。</p>  <p style="text-align: right;">旋回範囲 退避場所の一例</p>
5	3. 6. 1 緊急停止装置	<p>緊急時に直ちに装置の動作を停止できるよう、赤色の緊急停止ボタンを操作盤に設置します。</p> <p>また、タワー式、地下方式において、乗降室内に取り残された人が装置を停止できるように装置内通路にも緊急停止装置を設けます。</p>
6	3. 6. 20 取扱者認証	<p>駐車装置の操作において、取扱者に与えられた個別の認証手段（例えば、個別鍵、暗証番号、磁気カード、I Cカード等）でのみ装置の起動できるようにします。</p>
7	3. 6. 21 操作認証	<p>前の取扱者が入出庫作業中であるにも関わらず、次の取扱者による出入口扉閉鎖（装置の起動）を防止するため、出入口扉の閉鎖時に暗証番号もしくはカードの再認証登録を行ない、登録情報が一致しなければ出入口扉を閉鎖しないようにします。リモコン操作についても同様とします。</p>
8	3. 6. 22 安全確認ボタンの設置	<p>入出庫作業後、安全確認ボタンの入力がない限り、出入口扉の閉鎖が出来ないように、安全確認ボタンを操作盤に設けます。</p>

※既存の機械式駐車設備については、機種や仕様により異なりますので個別にご提案させていただきます。

※本件に関するご質問については、弊社お客様センタにお問い合わせください。 電話0120-4951-24